

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社ヤナギは、令和八年五月三十一日で利用終了しましたヤナギプリペイドカードにつきまして資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

へ払戻しを行う前払式支払手段の種類へヤナギプリペイドカード

へ支払いの申出期間へ令和八年六月一日から令和八年九月三十〇日

へお問い合わせ先へ

名称 株式会社ヤナギ

住所 〒四七九―〇八三七 愛知県常滑市新開町三丁目60番地

電話番号 (〇五六九) 三六―二九一一

受付時間は、午前九時から午後五時まで(土、日、祝日は除く)

ホームページアドレス <https://www.yanagi-asia.com/yanagi>